

激甚災害制度(激甚法第2章 公共土木施設災害関係)の概要

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚な災害が発生した場合、公共土木施設等（公立学校、公営住宅、児童福祉施設、老人福祉施設なども含まれる。）の災害復旧事業等の国の負担を特別に嵩上げする。

